|  |  |
| --- | --- |
| 高知県高性能林業機械等整備事業の運用について（案）  第１　「略」  第２　運用  要綱別表第１の事業区分ごとに、以下に留意して事業の実施及び導入した機械の利用、保守管理を行うものとする。  　１　高性能林業機械の導入（要綱別表第１の１）  （１）補助対象経費  　　①～②　「略」  ③　林業用四輪駆動ダンプトラックについては、道路法、道路交通法、その他積載物の運搬に係る法律等を遵守するとともに、次に掲げる基準を満たすものであることとする。  ア 林業用四輪駆動ダンプトラックの規格については、以下の項目を全て満たすものであること。  ・四輪駆動であり、トランスミッションはＭＴであること。  ・積載量は２ｔ以上４ｔ未満であること。  ・排気量は4,000cc以上であること。  ・補助ブレーキとして排気ブレーキを装備していること。  ・最小回転半径は６m以下であること。  ・ＬＳＤ（リミテッド・スリップ・デフ）又はＬＳＤと同様にタイヤが空転した  際に起こるスタックを回避するための機能を有していること。  ・１速の総減速比（１速の変速比×最終減速比）が29.5以上であること。  ・リヤデフまでの高さ（最低地上高）が160ｍｍ以上であること。  ・荷台は林業用に架装していること。  イ 導入後に資産計上を行い、かつ、以下のすべてを満たすものであること。  ・車体に法人名等が印刷されていること。  ・運行記録、業務日報が整備されていること。  ・任意保険の使用目的設定が「事業使用」であること。  なお、本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさない範囲で、他の用途に一時使用  　　することについては妨げない。  （２）～（４）　「略」  　２　林業機械のリース（要綱別表第１の２）  （１）補助対象経費  　　①～②　　「略」  　　　③　林業用四輪駆動ダンプトラックの基準については第２の１の（１）の③に準ずる。  （２）～（４）　　「略」  　　３　林業機械のレンタル（要綱別表第１の３）  　　（１）～（５）　　「略」  　（６）実績報告  　　　①　レンタル事業の実績報告書で添付する契約書は、レンタルの相手方、機種、期間、金額が確認できれば請求書でも可とする。また、添付する写真は、機種等が確認できるものとする。  　　　②　しゅん工年月日は、レンタル終了日もしくは搬出材積確定日とする。  　（７）　　「略」  　４～５　　「削除」  　４～５　　「符号の再番」  附則　　「略」  附則１　この運用は、令和 ４年 ４月 22日から施行する。  別紙　　「略」 | 高知県高性能林業機械等整備事業の運用について（案）  第１　「略」  第２　運用  要綱別表第１の事業区分ごとに、以下に留意して事業の実施及び導入した機械の利用、保守管理を行うものとする。  　１　高性能林業機械の導入（要綱別表第１の１）  （１）補助対象経費  　　①～②　「略」  　　「追加」  （２）～（４）　「略」  　２　林業機械のリース（要綱別表第１の２）  （１）補助対象経費  　　①～②　　「略」  　　　　　　　　「追加」  （２）～（４）　　「略」  　　３　林業機械のレンタル（要綱別表第１の３）  　　（１）～（５）　　「略」  　（６）実績報告  　　　　レンタル事業の実績報告書で添付する契約書は、レンタルの相手方、機種、期間、金額が確認できれば請求書でも可とする。また、添付する写真は、機種等が確認できるものとする。  　　　　　　　　「追加」  　（７）　　「略」  　４～５　　「略」  　６～７　　「略」  附則　　「略」  別紙　　「略」 |